

土壌汚染対策法に基づく指定を解除した区域一覧表

整理 番号	区域指定 番号	要措置区域 ／ 形質変更時要届出区域	指定・解除 年月日	所在地	特定有害物質の種類		
					特定有害物質の種類	溶出量	含有量
18－1	指－1	指定区域	新規指定 H18.8.14 全部解除 H21.8.27	岡崎市羽根町字鰻池41番、54番、81番及び84番の各一部	ほう素及びその化合物	○	－
19－1	指－2	指定区域	新規指定 H19.7.20 全部解除 H19.12.3	岡崎市上六名三丁目 9 番 1、9 番19、9 番22、9 番23及び 9 番27の各一部	ふっ素及びその化合物	○	－
22－1	指－3	指定区域	新規指定 H22.12.14 全部解除 H23.5.9	岡崎市上六名三丁目 9 番 1の一部	砒素及びその化合物	○	－
27－3	形－3	形質変更時要届出区域	新規指定 H27.8.7 全部解除 H27.10.21	岡崎市八帖北町3番18から3番21まで、3番34及び同3番18から3番21までの北側地番なしの土地の一部	鉛及びその化合物	－	○
25－2	要－1	要措置区域	①新規指定 H25.9.20 ②一部解除 H30.3.27 ③全部解除 R1.11.7	岡崎市福岡町字永池 5 番の一部、6 番 8 の一部及び 6 番11の一部	ベンゼン	○	－
28－1	形－4	形質変更時要届出区域	①新規指定 H28.6.16 ②追加指定 H28.7.21 ③一部解除 H28.11.11 ④追加指定 H29.1.25 ⑤一部解除 H29.4.3 ⑥一部解除 H29.7.24 ⑦一部解除 H29.11.24 ⑧全部解除 R2.1.22	岡崎市美合町入込45番2※及び110番3※、川向1番1※、1番2※、3番2※、4番2※、4番3※、4番4※、4番6※及び29番3※、川畔1番※、3番※、33番※、34番※及び36番※、竹下11番2※、中荒子1番2※、2番2※、7番※及び21番※、中田1番1※、1番2※、2番※、3番2※、3番3※、3番4※、3番6※、14番2※、21番1※、22番1※、22番2※、24番1※、24番2※、24番3※及び24番5※、西山1番1※、1番3※、1番5※、8番4※、13番1※、13番2※、33番1※、33番2、34番1※、34番2※、34番3※、34番4※、34番5※、42番1※、43番1※、43番2※、48番1※、48番2及び48番3、呑地24番2※、平端1番6※、2番1※及び39番1※並びに水洗1番※、4番2※、13番※、20番※、35番※、42番※、45番※、55番※、56番、57番※、58番※、62番1※及び63番※（※については、地番の一部）	鉛及びその化合物	○	－
					ふっ素及びその化合物	○	－
30－1	形－6	形質変更時要届出区域	新規指定 H30.10.22 全部解除 R4.3.18	岡崎市上佐々木町字伝左37番の一部、38番の一部及び39番の一部	鉛及びその化合物	－	○
4－1	要－3	要措置区域	新規指定 R4.6.24 全部解除 R4.11.4	岡崎市美合町字並松 1 番 2 の一部	鉛及びその化合物	○	－
3－1	形－8	形質変更時要届出区域	新規指定 R4.3.11 全部解除 R6.2.19	岡崎市美合町字並松 1 番 2 の一部	鉛及びその化合物	○	－
5－1	形－10	形質変更時要届出区域	新規指定 R6.2.7 全部解除 R7.1.16	岡崎市北野町字荒古1番地、55番地、55番地1、55番地2、字西山51番地 以上の地番の一部	ふっ素及びその化合物	○	－